

民事訴訟裁判通達書

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を
通達致します。

貴方は回収業者及びお取引契約会社に対しての契約不履行
につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご
報告致します。下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて
出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお
願い致します。こちら民法188条に基づいた財務省認可書とな
っておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的
に受理され裁判後の処置と致しましては被告の給与及び、動
産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行
させていただきます。また、履行執行官による[執行証書の交付]
を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を1通郵送させて頂いま
すのでご了承ください。尚、書面通達となりますので個人情報
保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

※ご連絡なき場合には本書を勤務先等へ郵送させていただきます。

裁判取り下げ期日

平成19年 8月20日

〒120-0003

東京都中央区八重洲2-11

財団法人 日本財務管理局

03-5250- (管理部)

電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)